

発電設備等の休廃止等手続に伴う 系統アクセスの流れ

- 本資料は、最大受電電力10万kW以上の発電設備等の休廃止等手続（リプレイスも含みます）に伴う系統アクセスの流れ（イメージ）を示すものであり、系統連系希望者の理解促進を主たる目的としています。なお、詳細については業務規程、送配電等業務指針及び「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」（一括検討の手続等）に規定されています。また、本資料に記載されていない事項については、『発電設備等に関する系統アクセスの流れ』の手続きに従います。
- 本資料は、電源接続案件一括検討プロセスの流れ（イメージ）を含んでおりますが、同プロセスの前提条件は、実施するエリアの送電系統の状況、連系等を希望する電源の状況などにより、プロセスごとに異なります。個々のプロセスについては、一般送配電事業者がプロセスごとに定める前提条件に基づき実施いたしますので、十分ご注意ください。
- 本資料は、今後も、国が定める内容への適合や、系統アクセスの実例、会員その他電気供給事業者からのヒアリング等を踏まえ、適宜、改善・修正いたします。

2021年4月

電力広域的運営推進機関

計画部

〔改定履歴〕

・2017年 9月 制定

〔・リプレイス案件系統連系募集プロセスの導入〕

・2018年 7月 改定

〔・業務規程及び送配電等業務指針の変更に伴う暫定的に確保する容量及び用語等を見直し〕

・2020年10月 改定

〔・電源接続案件一括検討プロセス導入に伴う見直し〕

・2021年 4月 改定

〔・業務規程及び送配電等業務指針の変更に伴う新しい情報公表ルールへの見直し及び手続きを電源接続案件一括検討プロセスに統合〕

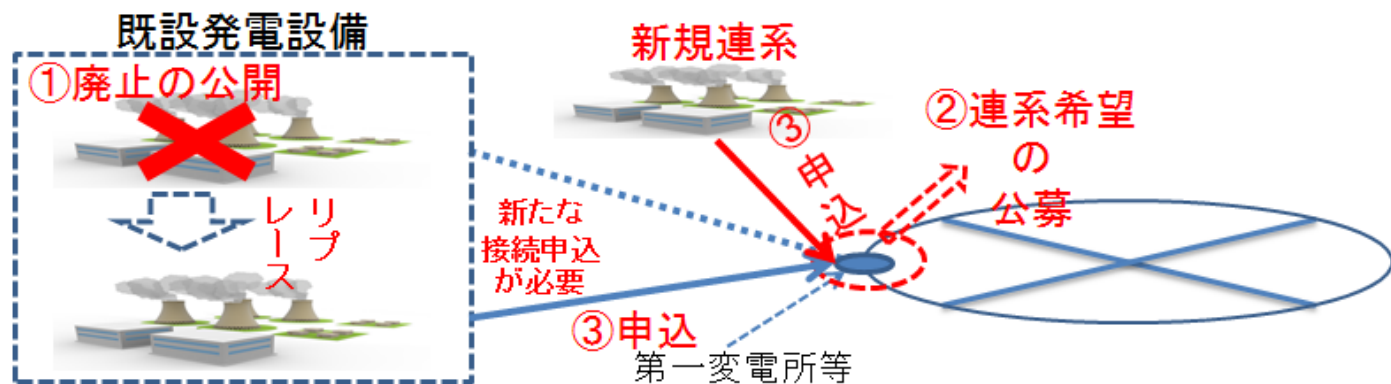
目次

項目	ページ
はじめに（従来からの仕組み）	3
はじめに（新しい情報公表ルールへの見直し）	5
用語	9
休廃止等手続に伴う基本的な進め方	11
①休廃止等手続の実施とウェブサイト公表	12
②休廃止等手続を行った発電設備等の容量確保	15
③一括検討の開始判断	16
④一括検討の開始～応募（募集対象エリア、応募条件）	20
⑤系統増強箇所がないと見込まれる場合の取扱い（手続きの省略）	22
⑥既に別の一括検討が開始している場合の取扱い	23
おわりに	24

はじめに（従来からの仕組み）

<発電設備等の休廃止等手続（リプレイス等）に関する従来からの仕組み>

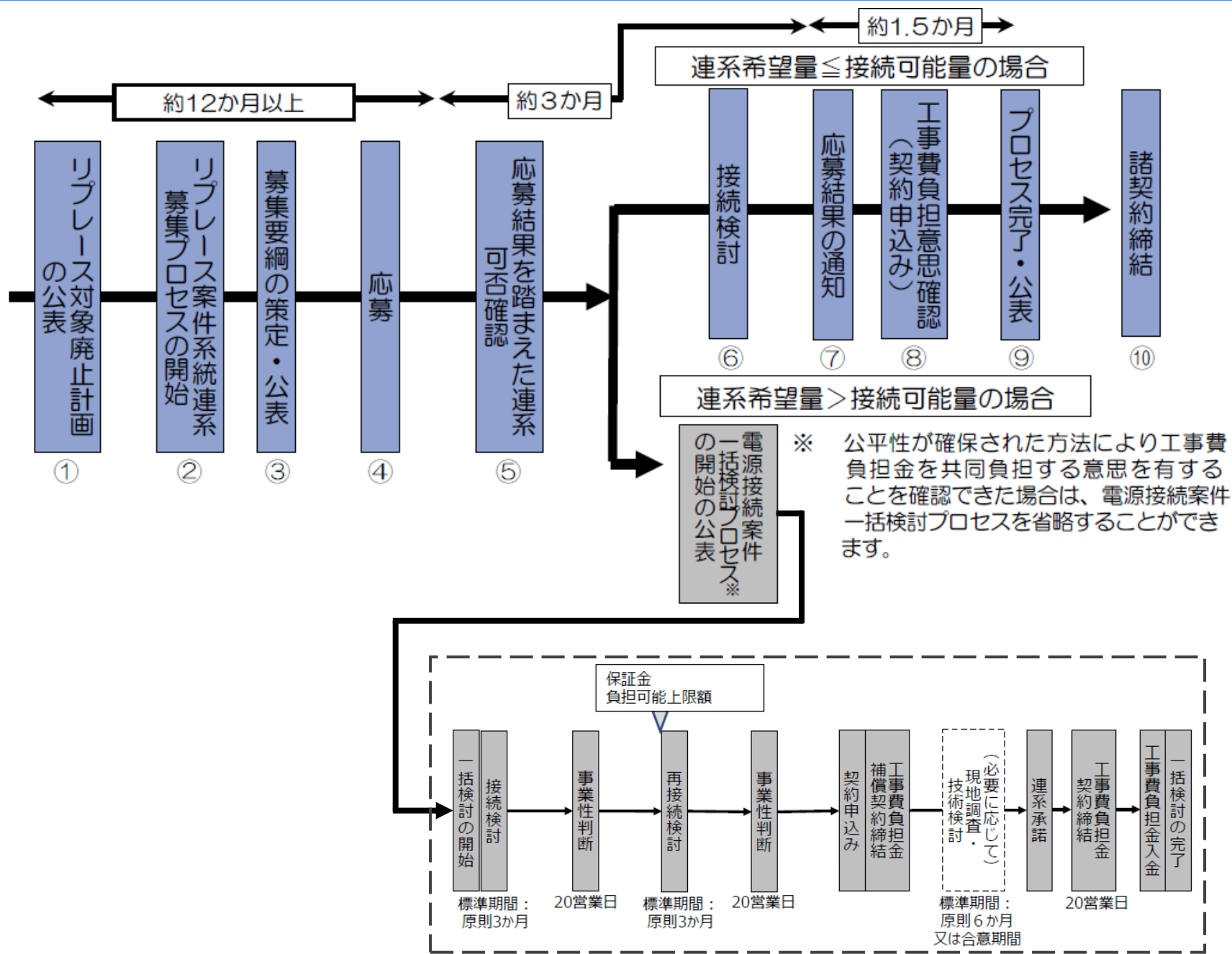
- 2015年以前、発電事業者が既存の発電設備をリプレイスする場合に、基本的には追加の費用を負担することなく、既存の空き容量をそのまま活用することが可能になっていたため、新たに発電設備を設置する新規の発電事業者と比較して、送電系統の利用に関して著しく有利となる可能性がありました。
- そのため、2017年9月から、「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（平成27年11月6日、資源エネルギー庁。以下「費用負担ガイドライン」という。）において、発電設備設置者のうち設備容量が10万kW以上※¹の発電設備をリプレイス※²する場合で一定の要件に該当すると判断したときは、リプレイス対象廃止計画を公表して、既存の発電事業者が利用してきた空き容量※³に希望する新規の発電事業者を募集する手続（リプレイス案件系統連系募集プロセス（以下「リプレイス募集プロセス」という。））を開始することにしました。



※¹ 自家消費のある場合は、逆潮流（発電設備設置者の構内から系統側へ向かう有効電力）する最大受電電力が10万kW以上となるものをいいます。

※² リプレイスとは、同一事業者（既設発電設備を所有する事業者と資本関係や契約関係がある事業者を含む）が同一地域・同一系統で発電所の建替を行い、アクセスする事案を指します。

※³ 電源線については、既存発電設備設置者の負担の下で敷設したものであることから、リプレイスの場合等で電源線の増強等工事が必要とならないとき、引き続き当該既存発電設備設置者は追加の費用負担なく利用することが可能。



はじめに（新しい情報公表ルールへの見直し）

＜発電設備等の休廃止等手続（リプレイス等）に関する制度の見直しについて＞

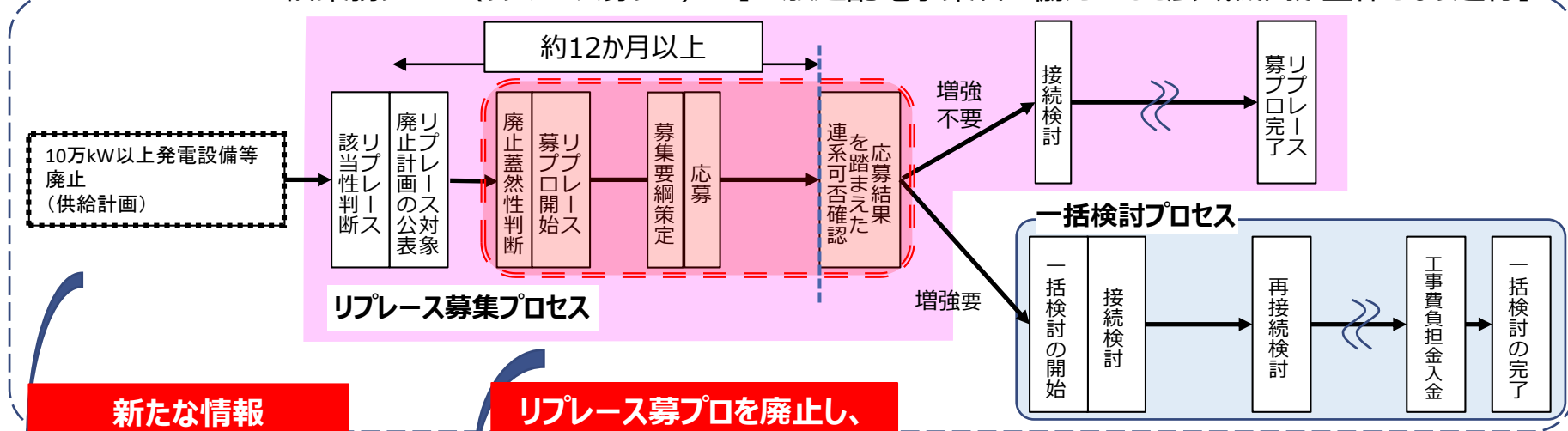
- 現行のリプレイス募集プロセスでは、設備容量が10万kW以上の発電設備をリプレイスする場合で一定の要件に該当すると判断したときにはリプレイス対象廃止計画を公表することになりますが、以下のケースでは、リプレイス対象廃止計画は公表されずにリプレイス該当性判断の結果の公表と空き容量マップの更新にとどまっていた。そのため、新規の発電事業者にとって、情報取得の面で不利になっていました。

【リプレイス対象廃止計画が公表されないケース】

- ・ リプレイス該当性判断で非該当となった場合
（例：リプレイス後の発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量の範囲内となった場合）
- ・ リプレイス以外の理由で連系可能量が10万kW以上増加した場合
（例：最大受電電力の減少、一般送配電事業者が長期計画停止電源を非稼働電源として扱う場合）
- また、既設の発電事業者にとっても、現行のルールではプロセス毎に定める募集要綱により進め方が異なる可能性があるため、手続きを見通すことができないといった課題もありました。
- 上記課題に対応するため、国の審議会の結果を踏まえ、2021年4月から、新たなルールによる情報公開を行い、また手続きの合理化を図る観点から、リプレイス募集プロセスを電源接続案件一括検討プロセス※4（以下、「一括検討」という。）に統合いたします。

※4 一括検討とは、近隣の案件も含めた対策を立案し、そこでの連系等を希望する系統連系希望者で増強工事費を共同負担することにより、効率的な系統整備等を図ることを目的とする手続のことで、一般送配電事業者が主宰します。

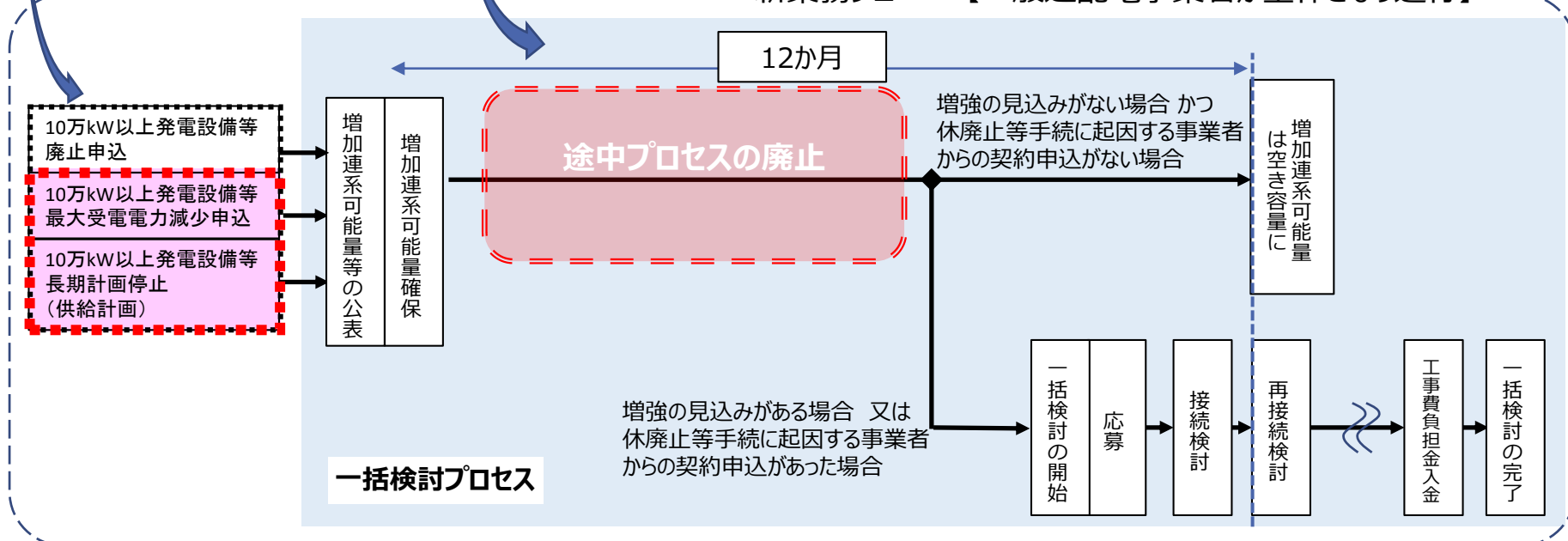
旧業務フロー（リプレース募プロ）【一般送配電事業者の協力のもと広域機関が主体となり進行】



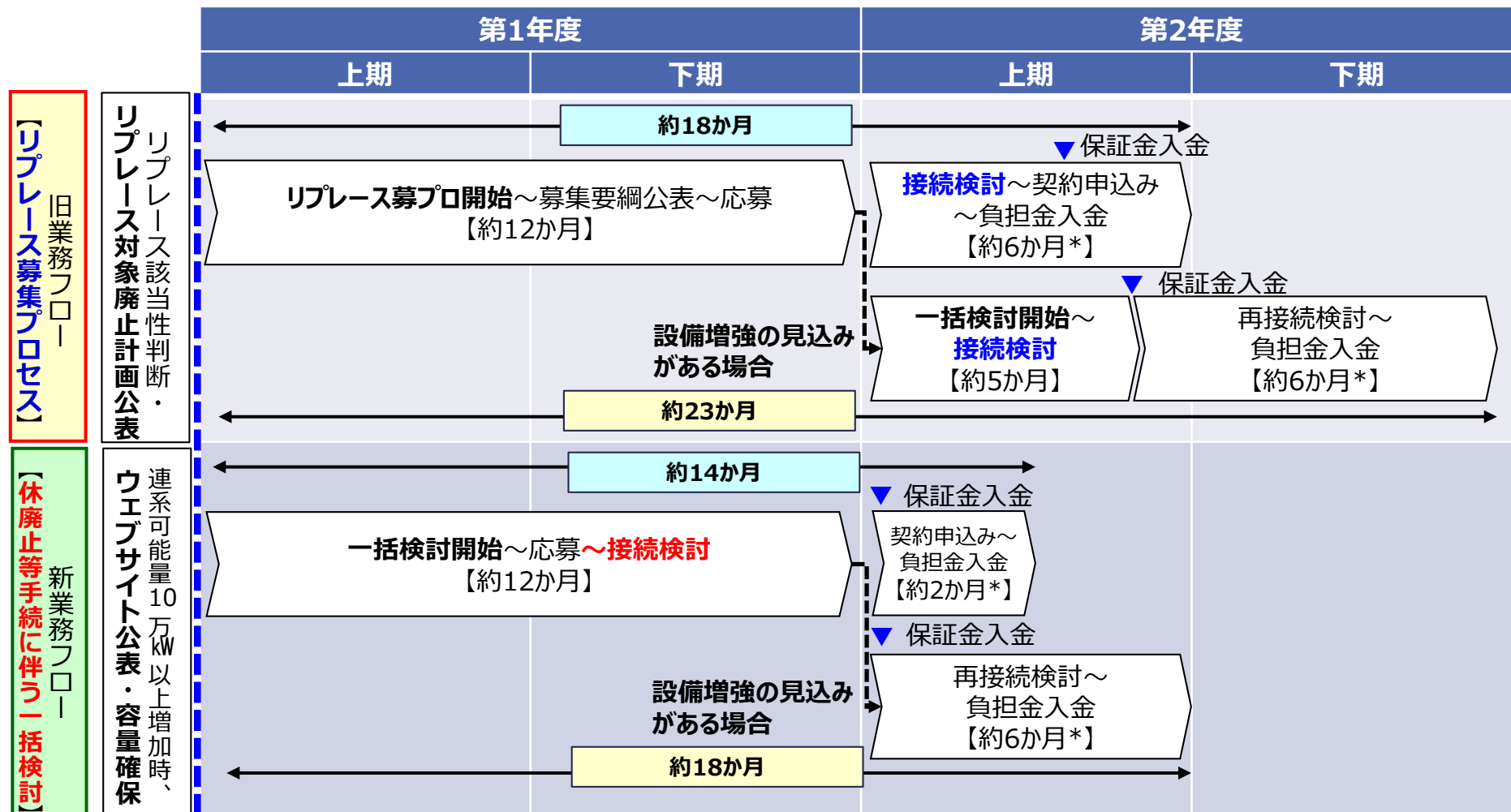
新たな情報
公表ルールを導入

リプレース募プロを廃止し、
一括検討プロセスと統合

新業務フロー【一般送配電事業者が主体となり進行】



- リプレース募集プロセスを一括検討に統合し、さらに一括検討の手続きの前倒し(接続検討)や省略を行うことで、新規事業者の事業性判断に必要な12か月間は確保しつつ、連系承諾までの手続きの迅速化を図っています。



※【 】内の標準期間は、契約申込み後の技術検討を不要とした場合の期間

連系可能量を利用する発電事業者を募るプロセスの具体的な見直し案

廃止等起因一括検討プロセス

1. 発電事業者からの廃止の申込みや最大受電電力減少の申込みがあった場合、一般送配電事業者が長期計画停止電源を非稼働電源扱いした場合（以下、廃止等という。）において、連系可能量が10万kW以上増加する際は、**リプレースの有無に関わらず**、一般送配電事業者は、既存の発電事業者が廃止等により生じる連系可能量を活用できないように、**12か月間系統容量を確保しつつ**、当該廃止等により生じる連系可能量を12か月間、明確に情報公開する。増強が必要な場合には一括検討プロセスに移行する。



リプレース募集プロセスの該当性判断の廃止。

最大受電電力の減少の取扱い（一括検討プロセス用に系統容量確保）を明確化。

2. 一括検討プロセスの**再接続検討申込み締切時期を、当該増加連系可能量の公表から12か月経過以降**とする。



新規の発電事業者の事業性判断期間の確保。

3. 一般送配電事業者は、プッシュ型の設備形成のため増強の見込みがあるときは、速やかに一括検討プロセスの開始判断を行う。また、廃止等により連系可能量が10万kW以上増加することに起因している発電事業者等からの接続申込みがあった場合に一括検討プロセスの開始判断を行い、公平性を確保する。

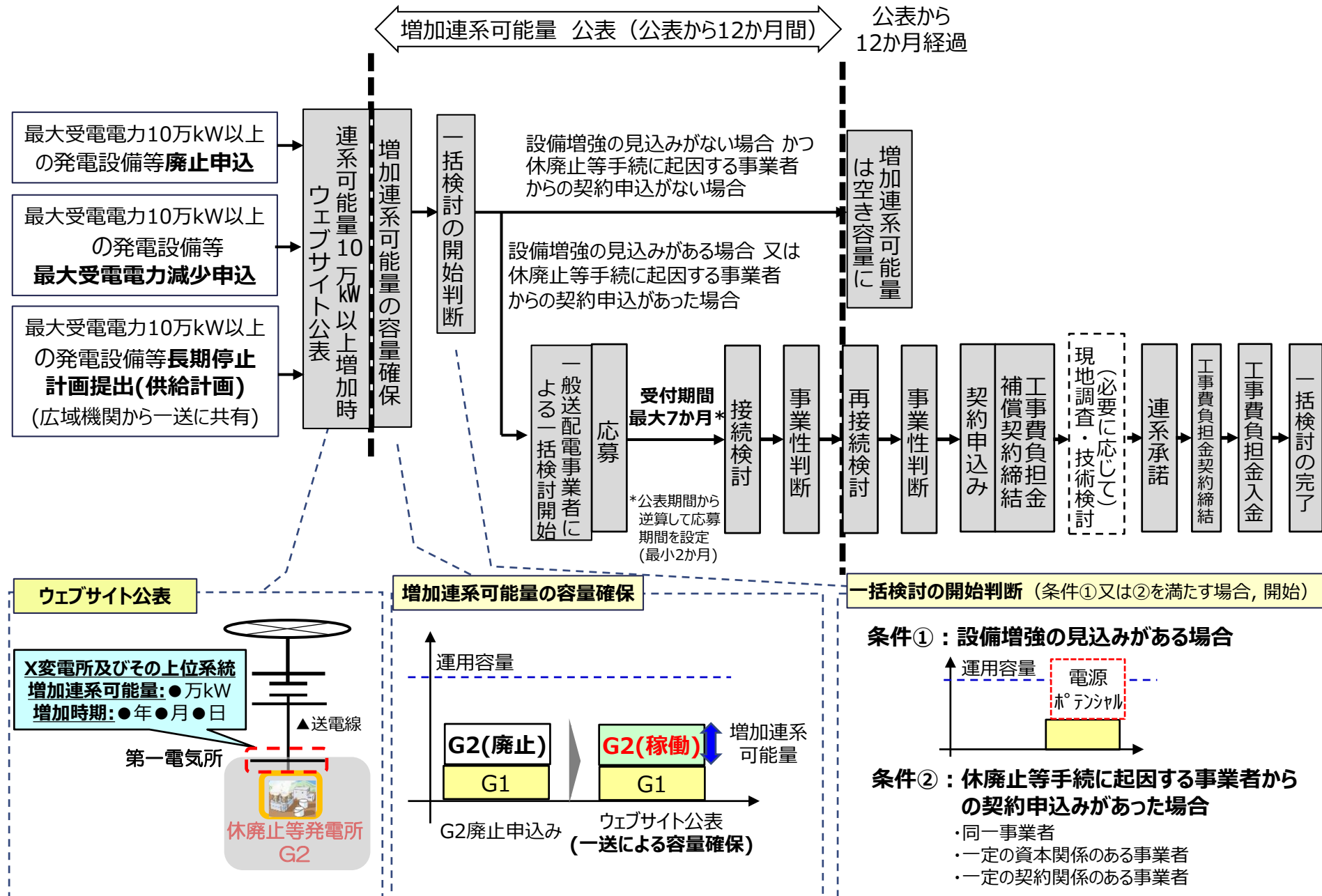
➤ なお、公表した10万kW以上の増加連系可能量に気づいた新規の発電事業者が、事業性判断するまでの期間（1年程度）は、一括検討プロセスの中で投資判断するまでの期間（再接続検討申込み締切は公表から1年経過以降とする）と遜色ないうえに、接続検討の繰り返しや駆け込み申込み等のリスクは、一括検討プロセスと同様に軽減されるため、発電事業者にとっても安定的な制度になるものとする。

【本資料における主な用語】

語 句	内 容
リプレイス案件系統連系募集プロセス	リプレイス対象廃止計画を公表した発電設備等について、廃止の蓋然性が高まったと判断した場合に、当該リプレイス発電設備等が連系する送電系統に連系を希望する系統連系希望者を募集する手続のことで、電力広域的運営推進機関が主宰。
電源接続案件一括検討プロセス	近隣の案件も含めた対策を立案し、そこでの連系等を希望する系統連系希望者で増強工事費を共同負担することにより、効率的な系統整備等を図ることを目的とする手続のことで、一般送配電事業者が主宰。
一括検討の手続等	業務規程第 8 0 条の規定に基づき一括検討の実施に関する手続、その他一括検討を円滑に運営するために必要となる事項について定めたもの（広域機関HP公表）
発電設備等	発電設備、電力貯蔵装置その他電気を発電又は放電する設備
休廃止等手続	発電設備等の休止又は廃止等の手続（送配電等業務指針第 1 0 7 条に規定する手続により最大受電電力が減少された場合や一般送配電事業者が供給計画上の長期計画停止電源を非稼働電源として取り扱うことも含む）
リプレイス	同一地域で発電設備等の全部の変更（一部リプレイス及び発電設備等の全部の変更を伴う電源種別の変更を含む）
一部リプレイス	1 発電場所において複数の発電設備等が設置されている場合は一部の発電設備等の全部の変更
増加連系可能量	休廃止等手続により増加する連系可能量
既存の連系可能量	休廃止等手続の対象となる発電設備等が当該手続前の最大受電電力のまま連系され、稼働しているものとして取り扱う場合における条件での、既設流通設備（当該発電機の電源線を除く）の対策工事※が発生しない最大の容量 ※発電機の抑制や転送遮断を前提として連系を認めている系統においては、その対策工事は含まない。
第一電気所	発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所（専ら当該発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたものを除く）

休廃止等手続に伴う系統アクセス業務について

休廃止等手続に伴う系統アクセス業務の基本的な進め方（イメージ）



①休廃止等手続の実施とウェブサイト公表

- 発電設備等の設置者は、最大受電電力が10万キロワット以上の発電設備等の廃止（リプレース含む）又は最大受電電力が10万キロワット以上減少する場合には、速やかに一般送配電事業者と契約申込みを行わなければなりません。

- 一般送配電事業者は、休廃止等手続により、連系可能量が10万キロワット以上増加することが確実に見込まれるときは、増加連系可能量、増加時期及び連系可能量が増加する送電系統を、速やかに一般送配電事業者のウェブサイト公表します。

契約申込み（発電事業者）

廃止申込

最大受電電力の減少申込

供給計画のうち、休廃止計画（広域機関）

廃止計画

長期計画停止

送配電等業務指針第107条の規定により、発電事業者が申込

業務規程第32条の規定により、広域機関から共有

増加連系可能量判定（一般送配電事業者）

- 下記休廃止等手続により、連系可能量が10万kW以上増加が見込まれるか判定
 - A. 発電事業者からの廃止申込み
 - B. 発電事業者からの最大受電電力の減少申込み
 - C. 長期計画停止電源を非稼働電源として扱う

ウェブサイトへの公表（一般送配電事業者）

- 連系可能量が10万kW以上増加が見込まれる場合には、12か月間、増加連系可能量等をウェブサイト公表

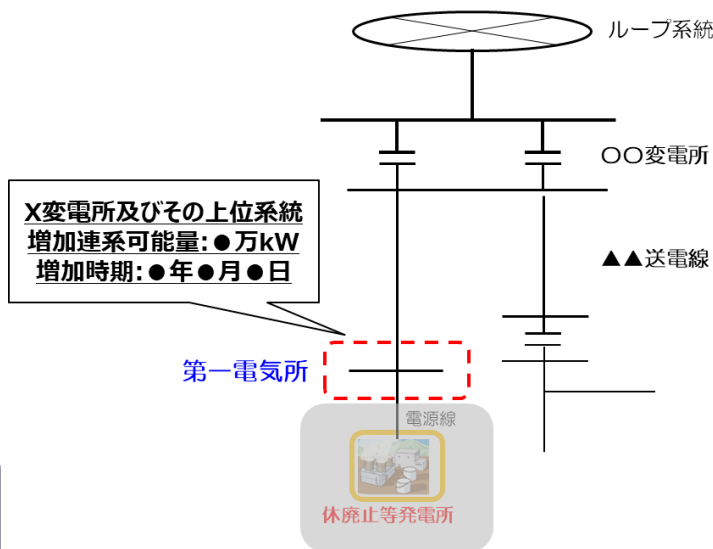


図 一般送配電事業者 公表イメージ

＜一般送配電事業者による聞き取り＞

- 一般送配電事業者は、最大受電電力10万キロワット以上の既連系の発電設備等の設置者により、増加連系可能量10万キロワット未滿となる発電設備等の休廃止等手続やリプレイス等手続が行われる際に、書面にて以下の内容について聞き取りを行います。
 - ・ 申込みの前後2年程度における同一発電場所における他の工事实績及び計画（予定分を含む）
- 一般送配電事業者は、上記聞き取りを行った結果、発電設備等の全面更新と見なせる場合には、増加連系可能量、増加時期及び連系可能量が増加する送電系統を、速やかに一般送配電事業者のウェブサイト公表します。

〔休廃止等手続の対象と手続〕

休廃止等手続	具体的な休廃止等手続の対象（概要）	系統連系希望者の手続
廃止申込み	最大受電電力が10万kW以上連系された 発電設備等の全面更新 （一部更新は対象外）、 全面更新に伴う発電種別変更 （例：火力⇒風力等） 及び 発電設備等の廃止	契約の終了 に係る 契約申込み
	最大受電電力が10万kW以上連系された 一部の発電設備等の全面更新 （例：2号発電機 全面更新）	契約内容の変更 に係る 契約申込み
最大受電電力 減少申込	最大受電電力減少申込みを受付けて、連系可能量が10万kW以上増加することが確実に見込まれるとき。	契約内容の変更 に係る 契約申込み
長期計画停止電源 を非稼働電源扱い	一般送配電事業者が、長期計画停止電源を非稼働電源扱いとし、連系可能量が10万kW増加することが確実に見込まれるとき。	－ （当機関より一般送配電 事業者へ共有）

＜発電設備等の全部の変更（全面更新）とは＞

- リプレイスに該当する発電設備等の全部の変更（全面更新）とは、基本的に専ら発電の用に供し、発電設備と一体不可分な設備の大宗を占める部分を更新したものとします。

〔電源種別毎の発電設備等の全部の変更〕

電源種別	リプレイスに該当する発電設備等の全部の変更（全面更新）
火力	発電機、タービン、ボイラ、復水器、冷却塔
水力※5	発電機、水車、水圧鉄管
太陽光	逆変換装置、太陽光パネル
風力※5	発電機、風車、（逆変換装置）
バイオマス	発電機、タービン、ボイラ（ガス化炉）、復水器、冷却塔
原子力	発電機、タービン、原子炉、復水器
地熱※5	発電機、タービン、復水器、冷却塔

※5 なお、固定価格買取制度における更新に係る認定の考え方では、専ら発電の用に供し、発電設備と一体不可分な設備の大宗を占める部分を更新した場合、発電設備を実質的に全面更新したものとして見なしている。休廃止等手続の全面更新の具体例についても、接続検討申込書の記載事項をベースとして同様の考え方で整理しています。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/nintei_mizu.pdf
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/replace.pdf

②増加連系可能量の容量確保

- 一般送配電事業者は、増加連系可能量10万kW以上の発電設備等の休廃止等手続（リプレースの場合も含む）を行った場合には、当該手続の休廃止等日に送配電等業務指針第97条第2項第3号及び第105条第1項第2号の規定により確定した送電系統の容量の全部又は一部を取り消します。
- また、一般送配電事業者は、休廃止等手続に伴う増加連系可能量等の公表日より12か月が経過するまでの間は、当該手続の対象となる発電設備等が当該手続前の最大受電電力のまま連系され、稼働しているものとみなして取扱います。

リプレースに伴う契約申込み（発電事業者）

廃止申込（G2）

+

新設申込（G2'）

タイムスタンプ管理（一般送配電事業者）

■ 増加連系可能量10万kW以上の発電設備等のリプレースがあった場合には、一旦廃止する発電設備等の容量を取り消し、一般送配電事業者が暫定容量を確保する。

G2(廃止申込)

G1

①G2廃止申込み
(=G2廃止日)

G2(稼働扱い)

G1

②情報公表時
(一送による暫定容量確保)

増加連系
可能量

G2'

G2(稼働扱い)

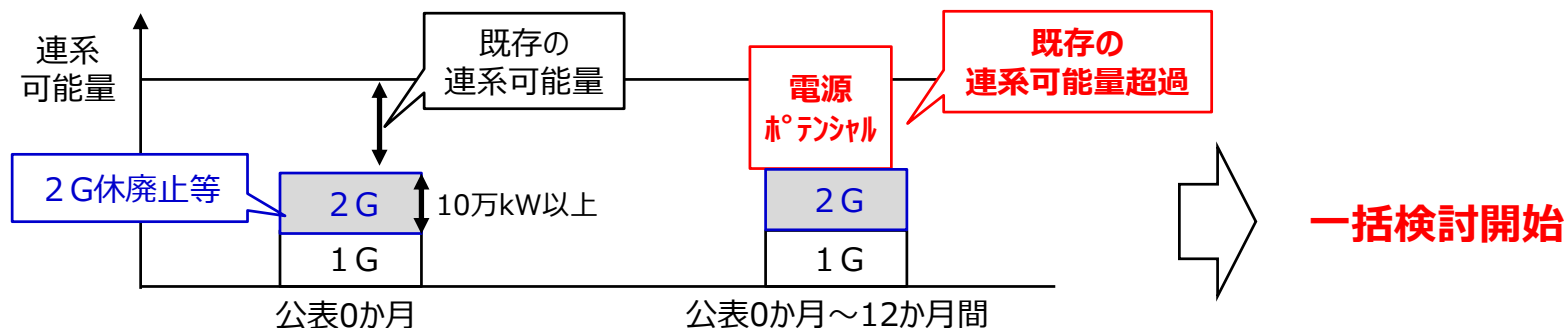
G1

③G2'新規契約申込み

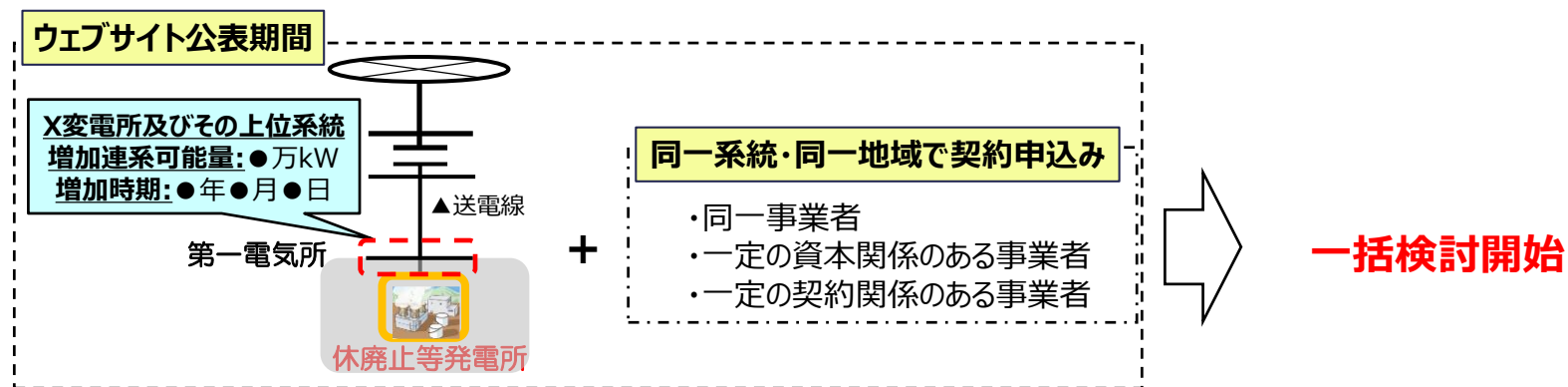
※ 図は、廃止申込日 = 廃止日の場合

③一括検討の開始判断

- 一般送配電事業者は、休廃止等手続に伴う増加連系可能量等の公表期間中に、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえた結果、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量を超過すると判断した場合は、速やかに一括検討を開始します。



- 一般送配電事業者は、休廃止等手続に伴う増加連系可能量等の公表期間中に、休廃止等手続を行った発電設備等と同一系統・同一地域において当該手続に起因している系統連系希望者等から個別の契約申込みの申込書類を受領した場合で、系統連系希望者間の情報取得の公平性の観点から一括検討を開始することが必要と判断したときは、その契約申込みを受け付けず、速やかに一括検討を開始します。



- 一般送配電事業者は、上記の2条件に該当せず、かつ当該エリアで一括検討を開始していない場合には、休廃止等手続を行った発電設備等と同一系統・同一地域において個別の契約申込みを受け付けます。

③一括検討の開始判断（続き）

<一般送配電事業者による聞き取り>

- 一般送配電事業者は、増加連系可能量10万kW以上の発電設備等の休廃止等手続（リプレースの場合は除く）の契約申込みを行った発電設備等の設置者から、書面にて下記の内容の聞き取りを行います。
 - ・ 休廃止等手続に伴う増加連系可能量等の公表期間中に、同一事業者又は一定の資本関係・契約関係のある事業者から同一系統・同一地域において、個別の契約申込みを行うか否か
- 一般送配電事業者は、休廃止等手続に伴う増加連系可能量等の公表期間中、かつ当該エリアにおいて一括検討が開始されていない場合には、休廃止等手続を行った発電設備等と同一系統・同一地域において、個別の接続検討申込み又は個別の契約申込みをする系統連系希望者※⁵に対して、以下の資料の提出を求めます。
 - ・ 系統連系希望者の資本関係または契約関係が分かる資料（株主構成表又は出資比率等）
- 一般送配電事業者は、上記の聞き取り内容及び資料を踏まえ、一括検討の開始判断を行います。なお、接続検討申込時に、当該手続に起因している系統連系希望者等であることが判明した場合には、接続検討回答書にその旨を明示します。

※5 資料提出の対象者は、高圧又は特別高圧以上の送電系統への連系を希望する事業者となります。

③一括検討の開始判断（続き）

＜一定の資本関係・契約関係にある事業者とは＞

- 一定の資本関係・契約関係にある事業者とは、休廃止等手続を行った発電事業者及び当該発電事業者と次に掲げる資本関係又は契約関係を有する者いたします。
- (a) 資本関係を有する者 次の①及び②に掲げる者
- ① 当該発電事業者の親子法人等
 - ② 当該発電事業者の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に定める者をいう。以下同じ。）並びに当該発電事業者の親子法人等の関連会社
- (b) 契約関係を有する者 次の①から③に掲げる者
- ① 当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者
 - ② 当該発電事業者と新設発電設備等から発電される電気を受給する契約（FIT法に基づく特定契約を除く。）を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者
 - ③ (b)の①及び②に掲げる電気供給事業者と(a)に掲げる資本関係がある者

一括検討の対象	具体的な対象者	本機関のルールの基準
休廃止等手続に起因している系統連系希望者	同一事業者	同左
	一定の資本関係にある事業者	財務諸表等規則に基づく関連会社（議決権20%以上）
	一定の契約関係にある事業者	新設電源を共同で開発又は維持・運用する者

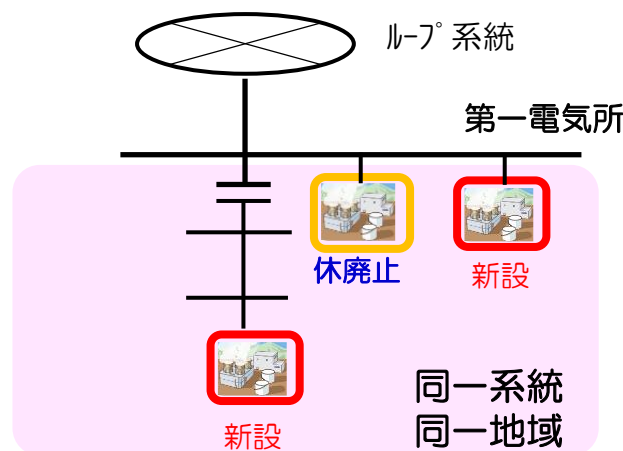
③一括検討の開始判断（続き）

<同一系統・同一地域とは>

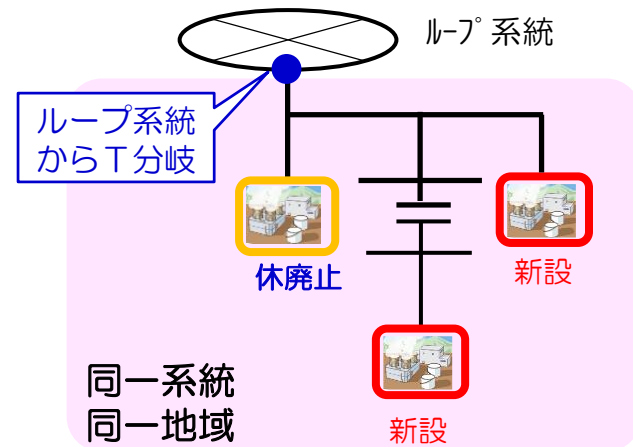
➤ 同一系統とは、(a)又は(b)のいずれかに該当する場合をいいます。（同一地域は、同一系統に包含）

- (a) 新設発電設備等が、休廃止等手続の対象となる発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所（専ら休廃止等手続の対象となる発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたもの及び休廃止等手続の対象となる発電設備等が設置された構内における変電設備により電圧を下降させた後に当該構内の外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係るものを除く。）において休廃止等手続の対象となる発電設備等の電源線がつながる母線と同一系統及び下位系統に連系するとき。（左下図）
- (b) 新設発電設備等が、休廃止等手続の対象となる発電設備等とループ状に設置された基幹的な送電設備とを連系する電源線に直接連系するとき又は当該電源線及び当該電源線から分岐する送電又は配電に係る設備に連系するとき。（右下図）

(a) 第一電気所がある場合



(b) 第一電気所がない場合

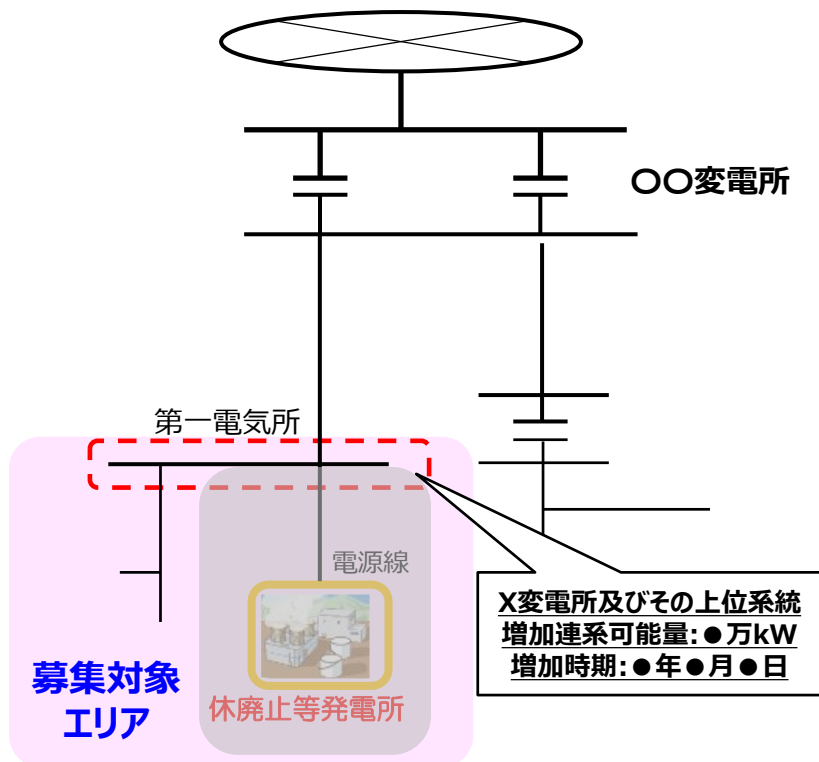


④一括検討の開始～応募

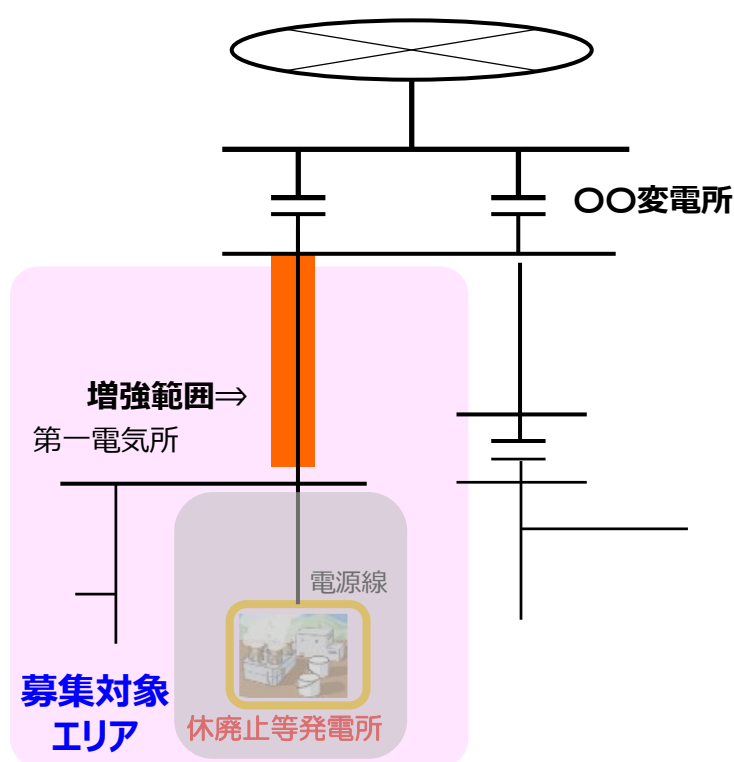
<募集対象エリアについて>

- 一般送配電事業者は、休廃止等手続に起因する事業者からの契約申込があった場合による一括検討の開始にあたっては、原則、休廃止等手続を行った発電設備等の第一電氣所以下を募集対象エリアとします。

休廃止等手続に起因する事業者からの 契約申込みがあった場合



(参考) 系統増強のある通常の一括検討

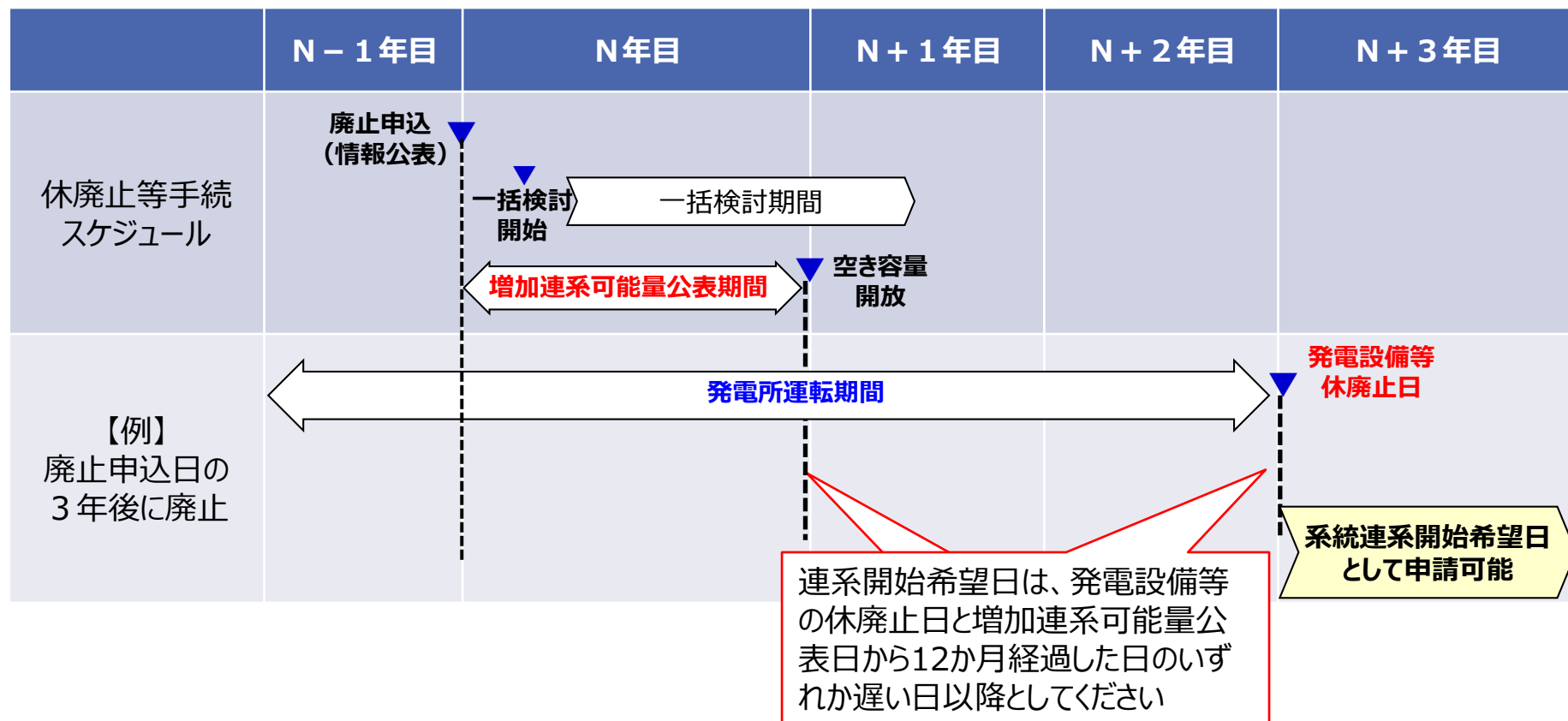


④一括検討の開始～応募（続き）

<応募条件（連系開始希望日）について>

- 系統連系希望者の連系開始希望日については、休廃止等手続に伴う増加連系可能量を活用する観点から、契約申込みにおける発電設備等の休廃止等日又は増加連系可能量等の公表日より12か月が経過した日のいずれか遅い日以降としてください。

〔申込者の系統連系希望時期について〕

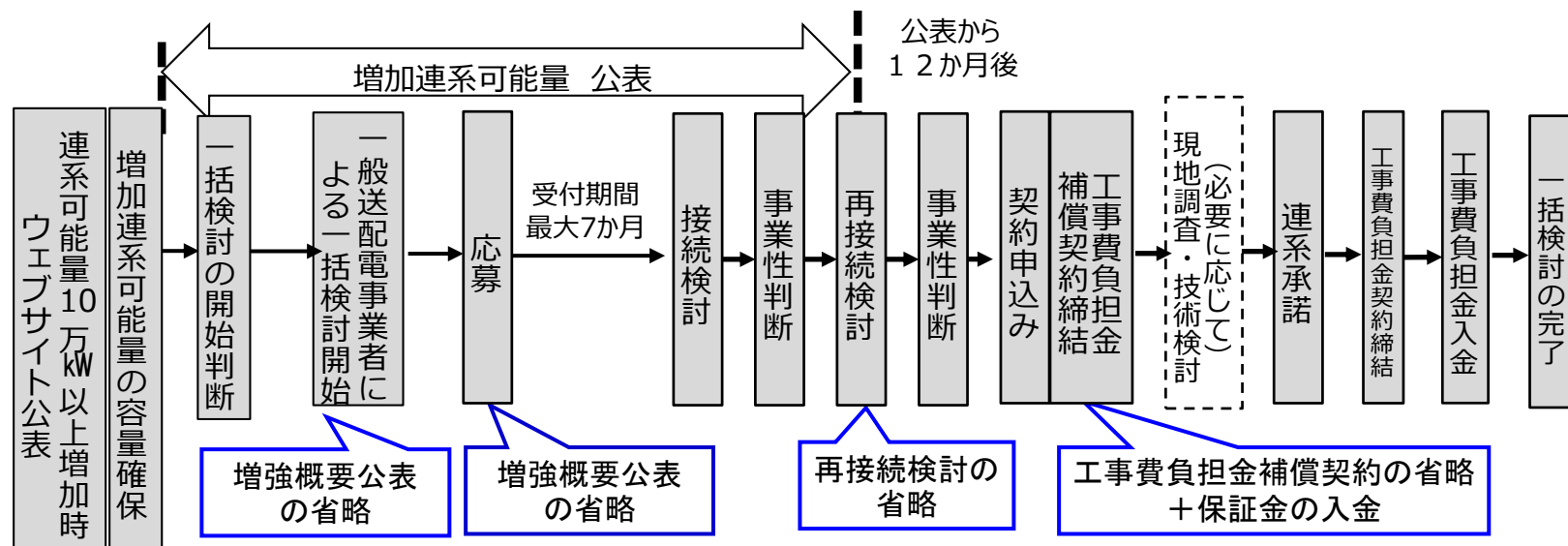


⑤ 系統増強箇所がないと見込まれる場合の取扱い

＜系統増強箇所がないと見込まれる場合の取扱いについて＞

- 一般送配電事業者は、休廃止等手続に起因している発電事業者からの契約申込み等により一括検討を開始しても、増加連系可能量を開放することで系統増強が不要になる場合等があります。その場合において、一括検討の手続を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ系統連系希望者間の公平性を害しないと判断したときには、一括検討の手続を一部省略いたします。

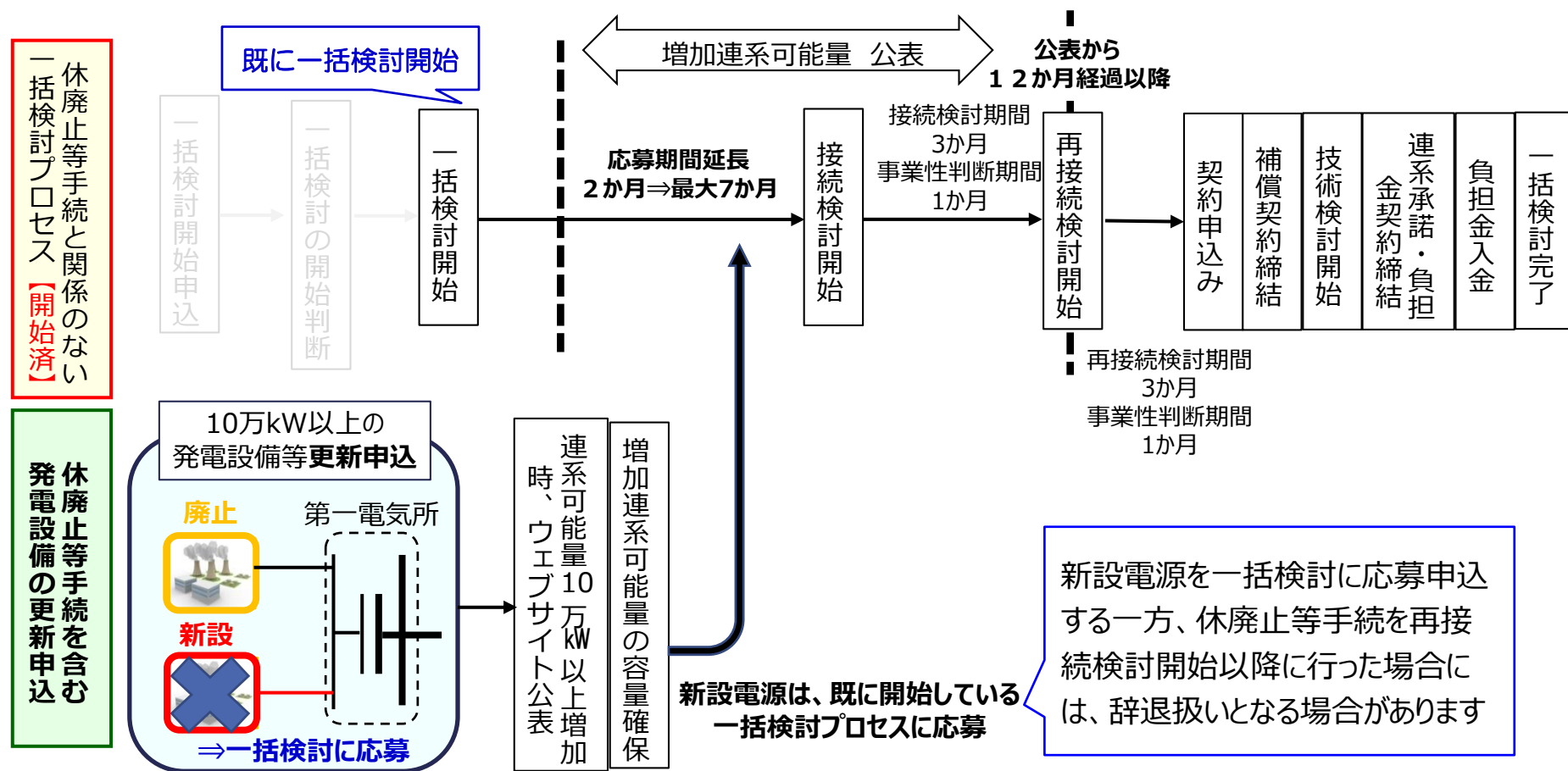
＜一括検討プロセスにおける手続き省略イメージ＞



⑥既に別の一括検討プロセスが開始している場合の取扱い

<既に別の一括検討が開始している場合の取扱いについて>

- 休廃止等手続を予定している系統連系希望者は、効率的な系統整備及び事業者間の公平性の観点から、一括検討の応募終了までに休廃止等手続を行うようにしてください。また、新設電源についても、既に開始している一括検討に応募するようにしてください。
- なお、既に開始している一括検討に新設電源を応募する一方、休廃止等手続を再接続検討開始以降に実施した場合には、他の一括検討申込者に適切な情報を与えず、一括検討の公平性と透明性を阻害する行為を行ったと見なし、一括検討の手続等の規定により申込案件が辞退扱いとなる場合があります。



送配電等業務指針及び一括検討の手続等並びに制度面に関する意見・要望・質問等については、本機関にお願いします。

次の問合せフォームから送付ください。

- ・本機関「系統アクセス 事前相談・接続検討に関する問合せフォーム」

<https://www.occto.or.jp/contact/keitou-form.html>

- ・本機関「電源接続案件一括検討プロセスに関する問合せフォーム」

https://www.occto.or.jp/contact/anken_kentou-form.html